



発行 新潟県

第 27 号

令和4年4月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 452 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 453 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 454 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 455 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 456 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託(文化課)
- 457 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託(文化課)
- 458 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 459 保安林の指定解除予定(治山課)
- 460 保安林の指定予定(治山課)
- 461 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 462 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 463 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 464 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 465 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 466 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 467 道路の区域変更(道路管理課)
- 468 道路の供用開始(道路管理課)
- 469 道路の区域変更(道路管理課)
- 470 道路の供用開始(道路管理課)
- 471 道路の区域変更(道路管理課)
- 472 道路の供用開始(道路管理課)
- 473 道路の区域変更(道路管理課)
- 474 道路の供用開始(道路管理課)
- 475 道路の区域変更(道路管理課)
- 476 道路の供用開始(道路管理課)
- 477 道路の区域変更(道路管理課)
- 478 道路の区域変更(道路管理課)
- 479 道路の供用開始(道路管理課)
- 480 道路の区域変更(道路管理課)
- 481 道路の供用開始(道路管理課)
- 482 道路の区域変更(道路管理課)
- 483 道路の供用開始(道路管理課)
- 484 道路の区域変更(道路管理課)
- 485 道路の供用開始(道路管理課)
- 486 道路の区域変更(道路管理課)
- 487 道路の供用開始(道路管理課)

- 488 道路の区域変更 (道路管理課)
- 489 兼用工作物の管理方法に係る協議成立 (道路管理課)
- 490 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 491 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)
- 492 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 (出納局管理課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更 (地域産業振興課)
- 特定農業用ため池の指定 (農地建設課)
- 特定農業用ため池の指定解除 (農地建設課)

正 誤

令和4年3月29日付け県報号外1条例第7号中 (法務文書課)

告 示

◎新潟県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションつくし	柏崎市茨目1丁目9番23号	精神通院医療	令和4年4月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 せなみ温泉クリニック	村上市瀬波温泉2丁目4-15	精神通院医療	令和4年4月1日
ケンコー薬局	上越市大潟区潟町389番地4	精神通院医療	令和4年4月2日

◎新潟県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定を次のとおり更新した。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
あおい調剤薬局	長岡市千手3-10-11	精神通院医療	令和4年4月1日
あきつ調剤薬局	燕市秋葉町4丁目10-14	精神通院医療	令和4年4月1日
しなの薬局塚野目店	三条市塚野目4-19-17	精神通院医療	令和4年4月1日

◎新潟県告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号) 第63条の規定により、指定自立支援医療機関 (精神通院医療) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 瀬波病院	村上市瀬波温泉2丁目4-15	精神通院医療	令和4年4月1日
ケンコー薬局	上越市大潟区潟町389番地4	精神通院医療	令和4年4月2日

◎新潟県告示第455号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月9日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月10日（火）		阿賀町役場鹿瀬支所車庫	
5月11日（水）		阿賀町役場上川支所農政車庫	
5月12日（木）		阿賀町役場三川支所車庫	
5月13日（金）			
5月16日から令和5年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第456号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務  
「平等院鳳凰堂と浄土院展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間  
令和4年4月1日から令和4年4月22日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 森永 正幸
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	

新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
長岡市城内町1-611-1 長岡駅ビルココロ内 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 那須野 眞智子
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網 代表取締役社長 小山 章司
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所  柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 大原 興人 柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 渡辺 浩幸

3 委託期間

令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

◎新潟県告示第457号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

## 1 委託した事務

「ボストン美術館所蔵 THE HEROES刀剣×浮世絵－武者たちの物語」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

## 2 前売観覧券販売期間

令和4年4月1日から令和4年4月22日まで

## 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 代表取締役社長 坂井 操
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 森永 正幸
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5-40 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 小田 敏三

新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
新潟市中央区万代3丁目1-1 メディアシップ13階 株式会社新潟放送事業部	新潟市中央区川岸町3丁目18番地 株式会社新潟放送 代表取締役社長 佐藤 隆夫
NIC 新潟日報各販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社メディアシップ・ブランド 代表取締役社長 林 康生
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都渋谷区神宮前2丁目7-7 アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久

## 4 委託期間

令和4年4月1日から令和4年5月7日まで

## ◎新潟県告示第458号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	上野 信市	もみ、玄米、精米、大麦、小麦、大豆 もみ、玄米	K1515002				
	棒一男		K1517121				
備考	略称『米ネットワーク新潟』令和4年4月8日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計117名。						

◎新潟県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県三条市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市本屋敷字鰻渡沢丁529の1、丁529の2、丁530の1、丁530の2、丁531の1、丁532、丁533の1、丁533の2、丁535から丁539まで、丁541の1から丁541の10まで、丁545から丁551まで、丁552の2から丁552の10まで、丁552の12から丁552の20まで、丁555の1から丁555の3まで、丁557、丁624、丁625の1から丁625の8まで、字池尻丁407、丁411、丁415、丁417、丁419、丁421、丁422、丁425、丁426の1、丁429、丁430、丁432の1、丁432の2、丁436の1、丁490、丁626、丁631の2、丁633、丁634の1、丁635、丁636、丁638、字開キ丁649、丁651から丁653まで、丁657から丁659まで、丁661、丁662
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和4年4月11日から令和4年5月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	柏崎	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し及び定款 の写し	柏崎市役所 及び刈羽郡刈 羽村役場	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和4年3月29日認可した。

令和4年4月8日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和4年3月22日認可した。

令和4年4月8日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営山本第2地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月11日から令和4年5月12日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び浦川原区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第465号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
姥島	農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業	南魚沼市	令和4年3月11日

◎新潟県告示第466号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
米倉	県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業	新発田市	令和3年7月8日

◎新潟県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新津茨曾根燕線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長

燕市小古津新字江向1563番2から	新	4.3～9.5メートル	56.2メートル
同市小古津新字小新田326番3まで	旧	4.3～7.4メートル	56.2メートル

備考 路線の重用  
一部区間県道羽黒燕線と重用

◎新潟県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新津茨曾根燕線
- 2 供用開始の区間  
燕市小古津新字江向 1563 番 2 から同市小古津新字小新田 326 番 3 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市宝地町字金輪213番から	新	8.5～13.0メートル	154.4メートル
同市宝地町字浦田314番2まで	旧	6.8～12.0メートル	154.4メートル

備考 路線の重用  
全区間県道宮本大島線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮本大島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市宝地町字浦田314番2から	新	8.5～13.0メートル	154.4メートル
同市宝地町字金輪213番まで	旧	6.8～12.0メートル	154.4メートル

備考 路線の重用  
全区間一般国道404号と重用

### ◎新潟県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間  
長岡市宝地町字金輪213番から同市宝地町字浦田314番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

### ◎新潟県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市蕨和田字マキ53番2から 同市蕨和田字マキ12番2まで	新	8.0～25.2メートル	108.0メートル
	旧	8.0～25.2メートル	108.0メートル

### ◎新潟県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市蕨和田字マキ53番2から同市蕨和田字マキ12番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

### ◎新潟県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平小平尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市小平尾字種井淵787番3から	新	3.0～9.6メートル	350.0メートル
同市小平尾7375番まで	旧	2.8～7.0メートル	375.3メートル

◎新潟県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 南平小平尾線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市小平尾字種井淵787番3から同市小平尾7375番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市余川字坂ノ上3121番1から	新	14.4～32.8メートル	239.4メートル
同市余川字坂ノ上3191番1まで	旧	14.4～17.3メートル	240.4メートル

◎新潟県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市余川字坂ノ上3121番1から同市余川字坂ノ上3191番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市新堀字前田151番6から	新	9.9～13.0メートル	221.0メートル
同市新堀字前田179番まで	旧	7.3～11.4メートル	221.0メートル

## ◎新潟県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字西条字上の原597番1から	新	3.8～13.9メートル	137.8メートル
同市大字吉木新田字西原15番1まで	旧	3.2～11.0メートル	139.8メートル

## ◎新潟県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字西条字上の原597番1から同市大字吉木新田字西原15番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

## ◎新潟県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板倉直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字富岡字車田3431番1から	新	9.3～16.4メートル	152.2メートル
同市大字大日字南角橋158番3まで	旧	9.3～16.4メートル	152.2メートル

◎新潟県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字富岡字車田3431番1から同市大字大日字南角橋158番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板倉直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字富岡字高見3363番2から	新	10.2～11.5メートル	140.7メートル
同市大字富岡字沢田3345番1まで	旧	8.6～10.8メートル	140.7メートル

◎新潟県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字富岡字高見3363番2から同市大字富岡字沢田3345番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市三和区野字四反田802番から	新	9.8～32.2メートル	844.0メートル
同市三和区下中宇大豆田1555番2まで	旧	5.8～25.4メートル	841.3メートル

#### ◎新潟県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市三和区野字四反田802番から同市三和区下中宇大豆田1555番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

#### ◎新潟県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市丸山字姥懐668番2から	新	5.0～23.0メートル	211.0メートル
同市浜河内字大清水1024番2まで	旧	5.0～17.0メートル	213.4メートル

#### ◎新潟県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市丸山字姥懐668番2から同市浜河内字大清水1024番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

◎新潟県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市野沢中興線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市真光寺字高野1485番1から	新	7.6～12.3メートル	66.6メートル
同市平清水字真光寺道江東944番7まで	旧	6.0～10.6メートル	66.6メートル

◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 青柳高田線
- 2 道路の位置  
上越市東城町一丁目845番10から同市東城町一丁目字土手端188番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 水路管理者 東城一丁目町内会長  
所在 上越市東城町一丁目2番46
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
関係図面によるところとする。
- 5 管理の期間  
令和4年2月18日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画道路（新発田市決定）  
名称 3・4・7号 西園町小舟町線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第491号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
令和4年4月8日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条 第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和4年3月29日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市三王渕字秋ヶ間1158番13の内、1158番1の内、1157番4の内	4.08	2.70

◎新潟県告示第492号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正する。  
令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
5 苦情の検討の手続 (1)～(7) (略) (8) 検討 ア～セ (略) <u>ソ 委員会は、その判断により、その他利害関係者を有する者に対し、説明又は文書の提出を求めることができる。</u> タ (略) チ (略) (9)・(10) (略)	5 苦情の検討の手続 (1)～(7) (略) (8) 検討 ア～セ (略)  ソ (略) タ (略) (9)・(10) (略)

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 上越ウイングマーケットセンター  
 所在地 上越市大字富岡字五田所256番地  
 設置者 株式会社パティオ 他6者
- 2 変更した事項  
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社ひらせいホームセンター 新潟市西区小針西二丁目7番32号 他1者

(変更後)株式会社ひらせいホームセンター 新潟市西区寺尾台二丁目3番3号 他1者

- 3 変更年月日  
平成30年3月1日 他
- 4 変更の理由  
小売業者の住所及び代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和4年3月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和4年4月8日から令和4年8月8日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

**特定農業用ため池の指定について(公告)**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池に指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
水上沢堤	魚沼市栗山1046	令和4年3月28日
久ノ木(下)	柏崎市大字善根9143-3他	令和4年3月28日
久ノ木(上)	柏崎市大字善根8801	令和4年3月28日
萩平	柏崎市大字軽井川102他	令和4年3月28日
尾野内	柏崎市西山町尾野内229	令和4年3月28日

**特定農業用ため池の指定解除について(公告)**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により指定した、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の年月日
大須川北	村上市中浜字大須川445-2	令和4年3月28日
じょうきの池	上越市岩木1269	令和4年3月28日
西溜	上越市吉川区直海字片畑994	令和4年3月28日

正 誤

令和4年3月29日付け新潟県条例第7号(新潟県県税条例の一部を改正する条例)25ページの「令和4年法律第 号」は、「令和4年法律第1号」の誤り。